

給付金支給の判定について（案）

1. 給付金支給の判定を行う部会（（仮称）事故救済制度に関する給付金判定部会）を新たに設置

（概要）

- ・法律・医療の専門家により構成（5人程度）
- ・おおむね月に1度、（仮称）事故救済制度に関する給付金判定部会を開催し、申請のあった案件について判定を行う

2. 今後の流れ

認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会にて設置を審議

※予算成立後の対応

3. 今後の事故救済制度に関する専門部会について

事故救済制度の運用開始後の検証評価のため、引き続き年に1回程度開催。

<参考>

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例（抜粋）

第8条 市は、認知症の人及びその家族が安心して暮らすことができるようにするため、認知症と診断された者による事故について、別に条例で定めるところにより、第11条の神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の判定に基づき給付金を支給するものとする。

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会規則（抜粋）

第4条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。